

令和6年度（2024年度） 広島市会計年度任用職員（特別支援教育相談員）募集案内

令和6年（2024年）4月15日
広島市教育委員会特別支援教育課

試験日 令和6年5月25日（土）
受付期間 令和6年4月15日（月）～5月8日（水）（必着）

1 採用予定人員数等

試験区分	採用予定人員	勤務場所	職務概要
特別支援 教育相談員 (会計年度任用職員)	若干名	青少年総合相談センター 青少年総合相談センター分室	青少年総合相談センターにおいて、障害のある子どもの就学・教育相談業務に従事します。

※ 任用期間は令和6年7月1日から令和7年3月31日までです。（令和7年4月1日以後について引き続き1年ごとに勤務をお願いすることがあります。ただし、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。）

2 受験資格

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす者

(1) 相談業務に理解と熱意があり、次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(以下「大学」という。)を卒業した者(令和6年6月末までに卒業見込みの者を含む。)で、心理学等の発達に関する教育課程を専攻した者

イ 大学を卒業した者(令和6年6月末までに卒業見込みの者を含む。)で、児童福祉業務又は青少年の相談業務に2年以上従事した者

ウ 大学を卒業した者(令和6年6月末までに卒業見込みの者を含む。)で、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のいずれかの教諭免許を有する者(令和6年6月末までに卒業見込みの者を含む。)

エ アからウまでに掲げるもののほか、これらと同等以上の知識と経験を有すると認められる者

(2) 次のいずれかに該当する者(令和6年6月末までに卒業見込みの者を含む。)

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(3) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)

3 試験の日時、会場、合格発表

日 時	会 場	合格発表
5月25日(土) 午前9時20分集合	広島市中区地域福祉センター 5階 大会議室 (広島市中区大手町四丁目1番1号)	6月14日(金)

- (注) (1) 受験票の送付等による御案内はいたしませんので、試験当日、直接試験会場にお越しください。
(2) 試験当日は、筆記用具(鉛筆、消しゴム、定規等)を持参してください。
(3) 試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に通知します。
(4) 電話・メール等での合否の問合せは受け付けません。

4 試験の内容

科 目	内 容
専 門	特別支援教育、心理学等の基礎的領域に関する筆記試験(択一式)
小 論 文	文章による考察力、教育相談に係る知識・理解等についての筆記試験(800字程度) ・「就学・教育相談」に関する自己の見解を論述
面 接	主として人物、識見等についての個人面接

5 申込手続及び受付期間

(1) 提出書類

申込書 1部(別添所定のものを使用してください。)

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課

(3) 受付期間

令和6年4月15日(月)から5月8日(水)まで(必着)

郵送により、5月8日(水)までに、上記の提出先に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、気を付けてください。

※必ず簡易書留で、封筒の表に「特別支援教育相談員受験申込書」と朱書してください。

持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

(4) その他

提出書類の記載内容が事実に反していることが判明した場合や受験資格がないことが判明した場合は、受験資格の失効又は採用の取消しを行うことがあります。

申込書に記載された個人情報については、採用試験及び採用に関する事務の目的以外には使用しません。

6 採用

- (1) 合格者は、令和6年7月1日に採用する予定です。
- (2) 日本国籍を有しない者で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの者は、令和6年6月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (3) 採用は全て条件付で、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

7 待遇、勤務条件等

(1) 勤務時間

試験区分	勤務時間
特別支援教育相談員	原則として、午前9時から午後3時45分まで又は午前10時15分から午後5時まで(休憩時間は正午から午後1時までの1時間、1週間当たり28時間45分、1日当たり5時間45分)です。

(2) 勤務を要しない日

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日まで及び8月6日

(3) 給与等

試験区分	初任給(令和6年度)
特別支援教育相談員	約173,000円

この他に交通費、期末手当・勤勉手当が規定に基づいて支給されます。

また、勤務実績に応じて時間外勤務手当が支給されます。

(4) 休暇

有給休暇や慶弔、子育てに関する特別休暇(有給)等があります。

(5) その他

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、災害補償制度等の適用があります。

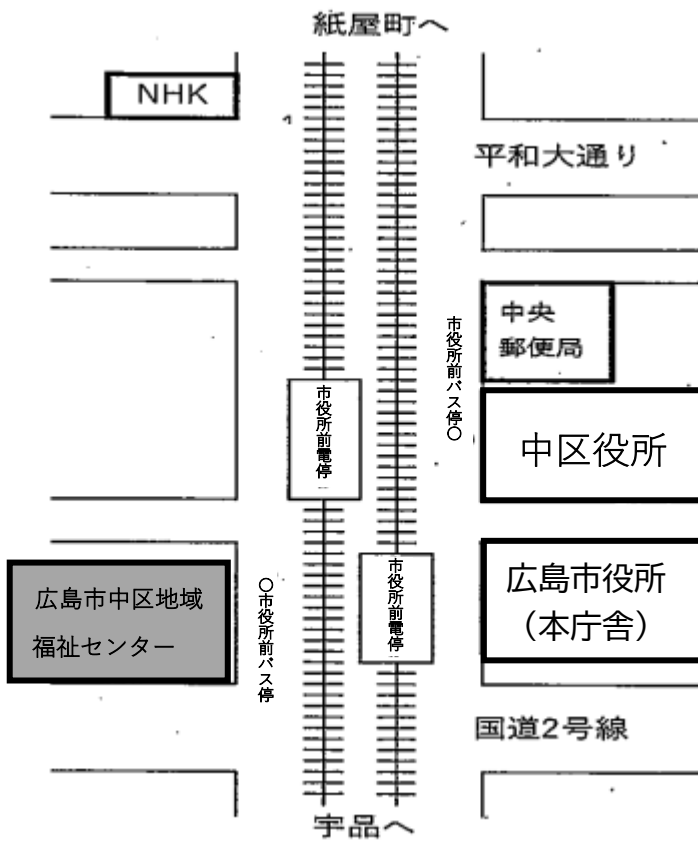
8 その他、受験に際しての注意事項

- (1) 提出された申込書は、試験終了後においても返還しません。
- (2) 試験会場及びその周辺の駐車スペースは限られていますので、車での来場は御遠慮ください。
- (3) 不明な点は、下記に問い合わせてください(試験の内容に関する質問にはお答えできません。)

◇ 問合せ先 ◇

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 広島市役所北庁舎(中区役所)5階
広島市教育委員会 特別支援教育課 TEL(082)504-2494[直通]

〔試験会場〕



交通機関等	
○ 市内電車	
	「市役所前」で下車 (広島駅からは「広島港」行き(紙屋町経由)に乗車)
○ バス	
	広島駅から「広島港」又は「観音マリーナホップ」行き(紙屋町経由)で「市役所前」下車